

入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

1 調達内容

- (1) 件名 平成29年度発行の財形住宅債券の募集事務等業務 一式
- (2) 調達内容 入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間 入札説明書及び仕様書による

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構反社会的勢力対応規程第2条に規定する反社会的勢力に該当しない者であること。
- (4) 平成29年4月28日現在において、平成28・29・30年度全省庁統一資格の「役務の提供等」で営業品目「その他」の等級「A」・「B」・「C」・「D」いずれかの認定を受けている者であること。
なお、全省庁統一資格を有しない場合は、独立行政法人勤労者退職金共済機構における一般競争（指名競争）参加資格（役務の提供等）の業種区分「その他」の等級「A」・「B」・「C」・「D」いずれかの認定を受けている者であること。
- (5) 財形貯蓄の取扱機関であること。
- (6) 平成19年度以降、平成29年2月末現在までに発行された国内公募の普通社債の代表社債管理（代表受託）実績（財務代理人となっている場合を含む。）があること。
- (7) 一般債振替制度において、株式会社証券保管振替機構（以下「ほふり」という。）が定める「社債等に関する業務規定」に基づき、ほふりより発行代理人及び支払代理人としての指定を受けていること。
- (8) 一般債振替制度を前提として、財形住宅債券に係る元利金支払いに関する事務処理及びシステム処理が可能な体制を有していること。
- (9) 日銀ネット及び全銀ネットを通じて、財形住宅債券に係る送金事務の対応が可能であること。
- (10) 財形住宅債券に係る関連法令等の改正に伴う事務について、的確に対応できること。
- (11) 平成29年4月11日現在において、信用のある格付機関のいずれかによりBBB格以上の格付を得ており、かつ信用のある格付機関のいずれからでもBB格以下の格付を得ていないこと。
- (12) 本業務と関連性が高い事由により、入札書提出日において行政処分を受けている者（同日以降に受けることが明らかな場合を含む。）でないこと等、社会的信頼を損なう行為がないこと。
- (13) 仕様書等の交付を受けた者であること。

3 入札参加申込み

入札に参加を希望する者は、下記配布期間に仕様書等を受領しなければならない。

4 仕様書等の配布期間及び場所

- (1) 日 時 平成 29 年 4 月 11 日 (火) から平成 29 年 4 月 21 日 (金) まで (土日祝日を除く
9 時から 17 時まで (12 時から 13 時までを除く))
- (2) 場 所 独立行政法人勤労者退職金共済機構勤労者財産形成事業本部 管理課調度係
東京都豊島区東池袋 1 丁目 2 4 番 1 号 (ニッセイ池袋ビル 20 階)

5 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 平成 29 年 4 月 28 日 (金) 10 時 00 分
- (2) 場 所 独立行政法人勤労者退職金共済機構 9 階 D 会議室
東京都豊島区東池袋 1 丁目 2 4 番 1 号 (ニッセイ池袋ビル)

6 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

7 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) 等に抵触する行為を行ってはならない。

8 開札

- (1) 開札は、入札の終了後、直ちにその入札場所において、入札参加者を立会わせて行う。
- (2) 入札参加者は前項の開札に立会わなければならない。
- (3) 入札参加者が開札に立会わないときは、該当入札事務に関係ない当機構職員を立会わせる。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札。
- (2) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの。
- (3) 同一事項の入札について、2 通以上の入札書を提出したものの入札で、その前後を判別できないもの。
- (4) 他の入札参加者の代理人を兼ねた者の入札又は 2 者以上の入札参加者の代理をした者の入札。
- (5) 入札書の金額を訂正し、又は改ざんしたもの。
- (6) 一定の金額で価格を表示していないもの。
- (7) 同一の入札書に 2 件以上の入札事項を連記したもの。
- (8) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの。

10 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 再度入札

- (1) 開札をした場合において、各入札参加者の入札価格が予定価格の範囲内にはないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、原則として2回以内とする。
- (3) 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、該当入札が第9項の規定により無効とされなかった者に限る。

12 落札者

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

13 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

14 契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間に取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

15 本件に関する問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

勤労者財産形成事業本部管理課 調度係 TEL : 03-6731-2930

平成29年4月11日

東京都豊島区東池袋一丁目24番1号

独立行政法人勤労者退職金共済機構

財形勘定 契約担当役

理事 成田 裕紀